

令和7年度・税制改正大綱 解説資料

2025年1月17日

【個人所得課税】

1. 物価上昇局面における税負担の調整（基礎控除の引上げ）	4
2. 物価上昇局面における税負担の調整（給与所得控除の最低保証額の引上げ）	6
3. 物価上昇局面における就業調整への対応（特定親族特別控除（仮称）の創設）	7
4. エンジェル税制の拡充	9
5. NISAの利便性向上に係る非課税措置等	11
6. 生命保険料控除制度の拡充	12
7. 子育て世帯等に対する住宅ローン控除等の拡充・延長	14
8. 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の延長	16
9. 勤労者財産形成住宅貯蓄の適格払出し要件の延長・拡充	17
10. 退職所得控除の調整規定等の見直し	18
11. 確定拠出年金（企業型DC・iDeCo）の拡充とそれに伴う添付書類の見直し	20

【資産課税】

1. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長	23
2. 事業承継税制 贈与税に係る役員就任要件・事業従事要件の緩和	24
3. 物納許可限度額等の計算方法に関する見直し	25

【法人課税】

1. 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長等	27
2. 中小企業経営強化税制の拡充及び延長	29

【法人課税】

3. 地域未来投資促進税制の見直し・延長	32
4. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長	34
5. 高度な資源循環投資促進税制の創設	36
6. デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の廃止	37
7. 中小企業防災・減災投資促進税制の延長等	38
8. グループ通算制度下のスピノフを円滑に行うための見直し	40
9. リース会計基準の変更に伴う所要の措置	44
10. 防衛特別法人税（仮称）の創設	46

【消費課税】

1. 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し	49
--	----

【国際課税】

1. グローバル・ミニマム課税への対応	52
2. グローバル・ミニマム課税への対応（各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の見直し）	53
3. グローバル・ミニマム課税への対応（国際最低課税残余额に対する法人税（仮称）の創設）	54
4. グローバル・ミニマム課税への対応（国内最低課税額に対する法人税（仮称）の創設）	56
5. 外国子会社合算税制等の見直し	59

【納税環境整備】

1. 電子帳簿等保存制度の見直し	61
----------------------------------	----

個人所得課税

改正内容（見直し・拡充）

1. 合計所得金額が2,350万円以下である個人の基礎控除の額が10万円引き上げられ**58万円**になります。
2. **基礎控除と給与所得控除が10万円ずつ増えることにより、給与所得者のいわゆる「103万の壁」は123万円に引き上げられます。**

改正の背景

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えることになります。今後も一定の物価上昇が見込まれるため、基礎控除について所要の措置が講じられました。

改正の解説

1. 基礎控除

合計所得金額	控除額（改正前）	控除額（改正後）
2,350万円以下	48万円	58万円
2,350万円超2,400万円以下		48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円	16万円
2,500万円超	0円	0円

物価上昇局面における税負担の調整（基礎控除の引上げ）

2. 基礎控除等の見直しに伴う所要の措置

基礎控除等の見直しに伴い、以下の控除額等も10万円引き上げられます。

項目	控除額等（改正前）	控除額等（改正後）
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件	48万円以下	58万円以下
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件	48万円以下	58万円以下
勤労学生の合計所得金額要件	75万円以下	85万円以下
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、 必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円

●適用時期

1. 基礎控除

令和7年分以後の所得税に適用

※1 給与等及び公的年金等の源泉徴収は、令和8年1月1日以後の支払より適用

2. 基礎控除等の見直しに係る所要の措置

令和7年分以後の所得税に適用（個人住民税は令和8年度分以後に適用）

改正内容（見直し・拡充）

給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられ**65万円**になります。

改正の背景

給与所得控除の最低保障額が適用される収入の場合、収入が増えても控除額は増加しません。このため、物価上昇および就業調整へ対応する観点から、最低保障額が10万円引き上げられ**現行の55万円から65万円になります。**

改正の解説

給与所得控除の最低保障額の見直しイメージ

最低保障額の見直しによる減税の効果を受けることができるのは、給与収入金額が190万円以下の者に限られます。

給与収入金額	給与所得控除額（改正前）	給与所得控除額（改正後）
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超180万円以下	収入金額×40%-10万円	
180万円超190万円以下	収入金額×30%+8万円	
190万円超360万円以下	収入金額×30%+8万円	収入金額×30%+8万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%+44万円	収入金額×20%+44万円
660万円超850万円以下	収入金額×10%+110万円	収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円（上限）	195万円（上限）

※現行の給与所得控除額の計算式を踏まえたイメージ

- **適用時期** 令和7年分以後の所得税に適用（個人住民税は令和8年度分以後に適用）
 - ※1 給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表は、令和8年1月1日以後の支払より適用

改正内容（創設・見直し）

大学生年代の子等の就業調整に対応するための新たな所得控除として、**特定親族特別控除（仮称）**が創設されます。

改正の背景

現行では、大学生年代の子等の合計所得金額が48万円（給与収入103万円）を超えると、親等が特定扶養親族に係る控除額63万円を受けられなくなり、世帯の税負担が増えてしまいます。このため、アルバイトによる給与収入を抑える就業調整が行われていました（いわゆる、もう一つの「103万円の壁」）。

人手不足の状況下において、学生アルバイトの就業調整の一因が税制にあるとの指摘があり、特定扶養親族の控除要件を見直し、新たに**特定親族特別控除（仮称）**が創設されることになりました。

改正の解説

1. 適用対象となる親族等

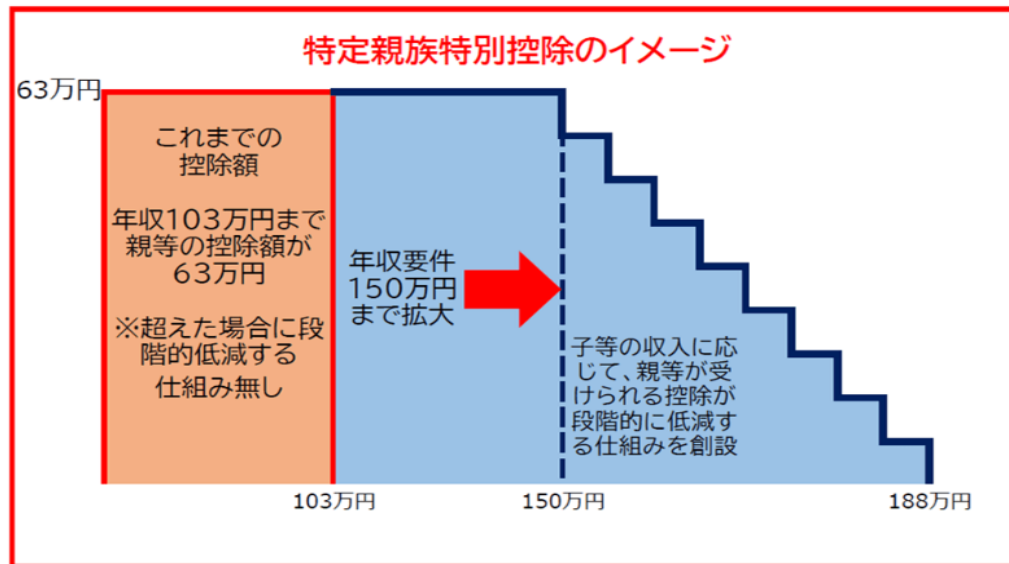
居住者が**生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等**（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が**123万円以下**であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しない者が対象となります。

2. 特定親族特別控除（仮称）の適用イメージ

適用対象となる親族等の合計所得金額が85万円（給与収入150万円相当）までは、親等が**特定扶養親族に係る控除額と同額（63万円）**の所得控除を受けることができ、合計所得金額が85万円を超えた場合でも、段階的に控除を受けることができます。

物価上昇局面における就業調整への対応（特定親族特別控除（仮称）の創設）

CONFIDENTIAL



親族等の給与収入金額	親族等の合計所得金額	控除額
150万円以下	85万円以下	63万円(45万円)
150万円超155万円以下	85万円超90万円以下	61万円(45万円)
155万円超160万円以下	90万円超95万円以下	51万円(45万円)
160万円超165万円以下	95万円超100万円以下	41万円(41万円)
165万円超170万円以下	100万円超105万円以下	31万円(31万円)
170万円超175万円以下	105万円超110万円以下	21万円(21万円)
175万円超180万円以下	110万円超115万円以下	11万円(11万円)
180万円超185万円以下	115万円超120万円以下	6万円(6万円)
185万円超188万円以下	120万円超123万円以下	3万円(3万円)

出典元：自由民主党

「働き控え」を防ぐ措置を実施「103万円の壁」を見直し
ここがポイント令和7年度税制改正大綱＜1＞

※ 1 括弧内は住民税の控除額です。

- **適用時期** 令和7年分以後の所得税に適用（個人住民税は令和8年度分以後に適用）
 - ※ 1 年末調整は令和7年分より適用
 - ※ 2 給与等又は公的年金等の源泉徴収は、令和8年1月1日以後の支払より適用

改正内容（拡充）

個人が、一定の条件を満たすスタートアップに金銭出資した場合、出資額相当額を**その年**の株式譲渡益から控除して譲渡所得の金額とする（起業特例、プレシード・シード特例、優遇措置B）か、または寄付金控除の適用を受ける（優遇措置A）ことができます（エンジェル税制）。

本改正では、株式譲渡益が生じた年だけでなく、**翌年**にスタートアップへ金銭出資した場合、株式譲渡益が生じた年にさかのぼって本規定の適用があるものとして譲渡所得を計算（起業特例、プレシード・シード特例、優遇措置B）し、税額還付を受けることができます。

改正の背景

スタートアップに対する資金供給を促す観点から、エンジェル税制について、個人投資家によるその利便性を向上し、更なる利用を拡大するため、株式譲渡益を元手とする投資期間（現行は投資した年のみに適用）が実質翌年まで延長されます。

改正の解説

1. 令和8年1月1日以後に、エンジェル税制の適用を受けられる株式を払込みにより取得した居住者等は、その取得した年において「特定株式控除未済額」がある場合は、その年の前年分の所得税額のうち、当該「特定株式控除未済額」に対応する部分の金額につき、繰戻して還付請求することができます。
2. 「特定株式控除未済額」とは、その年の株式譲渡所得（一般株式・上場株式等）が控除対象特定株式（起業特例、プレシード・シード特例、優遇措置B）を払込みにより取得した額に満たない場合の、その満たない額をいいます。
3. 起業特例、プレシード・シード特例、優遇措置Bを受けた場合のその出資に係る取得価額の算定方法は、本改正により適用を受けた場合にも、適用されます（20億円までの非課税（起業特例、プレシード・シード特例）または課税の繰延べ（優遇措置B）になります）。ただし、本特例の適用を受けた場合で、その出資により取得した株式を翌年に譲渡した場合（その株式が上場した後に譲渡した場合等を除く）は、20億円までの非課税の適用はされずに（出資額から非課税部分を控除した額が取得価額とされ）課税されます。

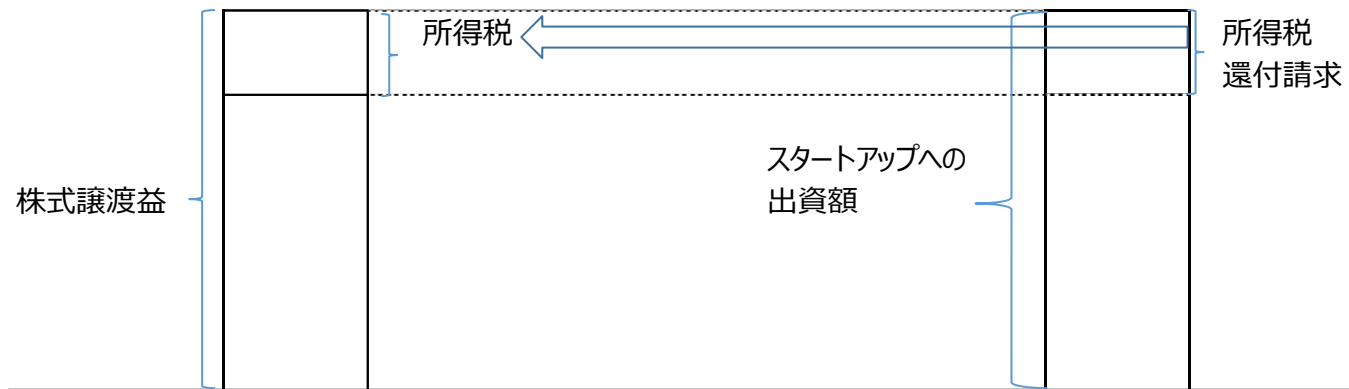
改正の解説

改正

特定株式控除未済額が発生

X年

X+1年



スタートアップへの投資が無ければ、譲渡益全額が特定株式控除未済額となります。

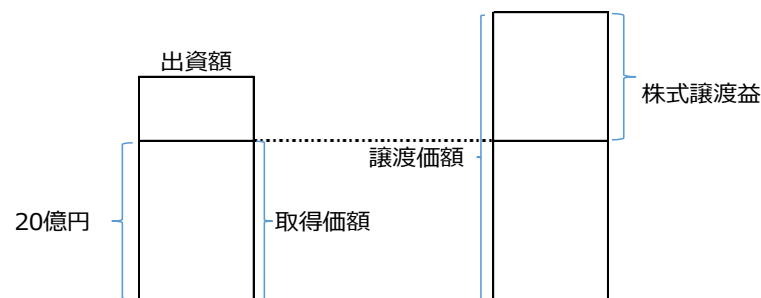
スタートアップへの投資があるものの、株式譲渡益より低い額であれば、その差額が特定株式控除未済額となります。

参考

本スタートアップの出資額の取得価額

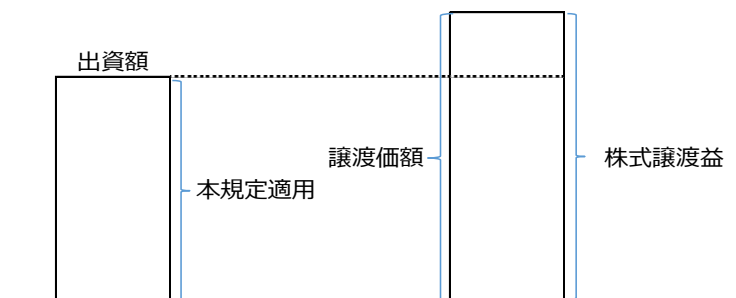
起業特例、プレシード・シード特例

優遇措置B



出資額が20億円以下であれば全額取得価額となります。

20億円を超えた場合は、超えた部分の額は取得価額から控除されます。



出資時に本規定の適用を受けた額は、課税の繰延となります（本出資の譲渡時に課税されます）。

●適用時期 令和8年1月1日以後の出資に対し適用

改正内容（拡充）

1. 非課税口座（NISA）における利便性向上のため、次の措置を講じます。
 - （1）特定累積投資勘定等の設定条件を明確化します。
 - （2）累積投資上場株式等の取得要件を緩和します。
 - （3）未成年者口座（ジュニアNISA）の取扱いを終了します。

改正の背景

現行制度における利便性の向上及び利用者負担の軽減を図るため。

改正の解説

1. 非課税口座及び特定累積投資勘定の設定に係る改正
 - （1）廃止通知の提出により非課税口座に設けられる特定累積投資勘定は、廃止通知提出日の属する年の1月1日に設けられるものとします。
 - （2）非課税口座開設届出書に基づき開設された口座が適正でない場合、その開設時点で非課税口座とみなされません。
2. 累積投資上場株式等の取得要件緩和
 - （1）取得対価の額の要件を次のとおり変更します。
 - ア. 1口当たりの取得対価を現行の**1,000円以下**から**1万円以下**に引き上げます。
 - イ. 累積投資契約により取得される上場株式投資信託の受益権の要件を以下のとおりとします。
 - （ア）対象商品の公表最終価格の平均が**1万円以下**であること。
 - （イ）一定の場合を除き、対象商品の公表最終価格が**3万円以下**であること。
3. 未成年者口座（ジュニアNISA）の取扱い終了
 - （1）**非課税期間終了日の翌日、継続管理勘定に係る非課税期間終了の日の翌日、令和8年1月1日**のうちいずれか遅い日をもって、未成年者口座廃止届出書が提出されたものとみなします。

●適用時期 大綱に記載なし

改正内容（拡充）

1. 一般の生命保険料（新契約）控除の拡充
居住者のうち、**23歳未満の扶養親族**がいる場合には、**令和8年分**における当該控除の**適用限度額が見直されます**。
2. 控除明細書の電子化対応
小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除に係る控除証明書の提出を、控除明細書で代替可能とします。

改正の背景

子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクに対する備えとしてニーズがある遺族保障の生命保険契約について、子育て支援税制の一環として、所得税法上の生命保険料控除の適用限度額が見直されました。また、納税者にとっての利便性の向上、申告手続きの電子化を進めるために、各保険料控除証明書に代えて、控除明細書を確定申告書に添付できるようにされます。

改正の解説

1. 一般の生命保険料控除（新契約）の拡充
 - （1）居住者のうち、23歳未満の扶養親族がいる場合には、令和8年分所得税の当該控除の適用限度額を現行の4万円から、**6万円**に2万円上乗せされます。
 - （2）旧生命保険料及び上記（1）の適用がある新生命保険料を支払った場合は、一般生命保険料控除の適用限度額は、**6万円**（それ以外は、現行4万円と同じ）になります。
 - （3）一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の**合計適用限度額は、現行と同額の12万円**になります。
 - （4）給与所得者の保険料控除申告書における記載事項を見直します。
- ※1 一般生命保険料控除、介護保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は、現行の12万円から変更されないため、すでに限度額に達している場合は、本改正の影響がありません。
- ※2 個人住民税における生命保険料控除の適用限度額については、大綱に記載なし
- ※3 令和6年度改正において除外されていた「一時払いの生命保険料」は、適用対象になります。

生命保険料控除制度の拡充

2. 控除明細書の電子化対応

（1）控除証明書の記載事項を記載した明細書を確定申告書に添付可能とします。

ア. 適用対象：小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除

イ. 税務署長が、各控除証明書の提示又は提出を求める場合があるため、**申告期限後 5 年間**は各証明書の保存が必要になります。

3. 令和 8 年分の所得税における生命保険料控除額

（1）一般の生命保険料（新契約）控除額の計算

改正後					
現行（右記以外の場合）			居住者のうち、23歳未満の扶養親族がいる場合		
年間の新生命保険料		控除額	年間の新生命保険料		控除額
	20,000円以下	新生命保険料の全額		30,000円以下	新生命保険料の全額
20,000円超	40,000円以下	新生命保険料×1/2+10,000円	30,000円超	60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
40,000円超	80,000円以下	新生命保険料×1/4+20,000円	60,000円超	120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円
80,000円超		一律40,000円	120,000円超		一律60,000円

※ 2 万円上乘せ

（2）合計適用限度額

合計適用限度額 12万円 ※ 現行と同じ		
一般生命保険料控除	介護医療保険料控除	個人年金保険料控除
6 万円	4 万円	4 万円

●適用時期

1. 一般生命保険料控除制度 令和 8 年分の所得税の計算において適用されます。

2. 控除明細書の電子化対応控除明細書の提出は、令和 8 年分以後の確定申告書について、令和 9 年 1 月 1 日以後に提出する場合に適用されます。

改正内容（拡充・延長）

1. 特例対象個人が、認定住宅等の新築等をして令和7年中に居住の用に供した場合の**住宅ローン控除の借入限度額が上乗せ**されます。
2. 認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの**床面積要件の緩和措置**の対象期間が令和7年末まで延長されます。（1年の延長）

改正の解説

1. 特例対象個人
夫婦のどちらかが**40歳未満**又は**19歳未満の扶養親族を有する個人**です。
2. 認定住宅等の新築等
認定住宅等※1の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等※2の取得をいいます。

※1：認定住宅等とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅の事で認定住宅とは認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅のことをいいます。

※2：買取再販認定住宅等とは、認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたもののことをいいます。
3. 新築住宅の**床面積要件を40㎡以上**に緩和する措置
合計所得金額1,000万円以下の年については、建築確認の期限が令和7年12月31日に延長されます。

子育て世帯等に対する住宅ローン控除等の拡充・延長

CONFIDENTIAL

住宅ローン減税等に係る所要の措置（所得税・個人住民税）

子育て世帯等の住宅取得環境が厳しさを増していること等を踏まえ、住宅ローン減税について、子育て世帯等の借入限度額の上乗せ及び床面積要件の緩和措置を令和7年も引き続き実施する。

		<入居年>				
		2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年	
1年間の控除額 ＝借入金額×0.7% ※限度額あり						
控除率：0.7%						
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円	4,500万円 子育て世帯等※：5,000万円	今回改正内容 4,500万円 子育て世帯等※：5,000万円	
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円 子育て世帯等※：4,500万円	3,500万円 子育て世帯等※：4,500万円	
		省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円 子育て世帯等※：4,000万円	3,000万円 子育て世帯等※：4,000万円	
		その他の住宅	3,000万円	0円 (2023年までに新築の建築確認：2,000万円)		
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円			
		その他の住宅	2,000万円			
控除期間	新築住宅・買取再販	13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)				
	既存住宅	10年				
所得要件		2,000万円				
床面積要件		50㎡ (新築の場合、2024(R6)年までに建築確認：40㎡(所得要件：1,000万円))			今回改正内容 50㎡ (新築の場合、40㎡(所得要件：1,000万円))	

※「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

出典元：令和7年度税制改正概要 国土交通省 P. 3

●適用時期 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住開始

改正内容（延長）

特例対象個人が、その者の所有する居住用家屋について一定の子育て対応改修工事をした場合の所得税の特別控除の対象期間が令和7年末まで延長されます。（1年の延長）

改正の背景

子育てに対応した住宅へのリフォームを支援し、子育て世帯の居住環境改善を目的として一定の子育て対応改修工事に係る特例措置が延長されます。

改正の解説

1. 特例対象個人
夫婦のどちらかが40歳未満又は19歳未満の扶養親族を有する個人です。
2. 一定の子育て対応改修工事
 - （1）住宅内における子どもの事故を防止するための工事
 - （2）対面式キッチンへの交換工事
 - （3）開口部の防犯性を高める工事
 - （4）収納設備を増設する工事
 - （5）開口部・界壁・床の防音性を高める工事
 - （6）間取り変更工事（一定のものに限る。）
3. 特例対象個人が子育て対応住宅への改修工事を行った場合の控除額は以下のとおりです。
改修工事に係る工事費用相当額(250万円限度)×※1 10%=控除額
※1：対象工事の限度額超過分及びその他増改築等工事についても一定の範囲まで5%の税額控除があります。

●適用時期 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住開始

勤労者財産形成住宅貯蓄の適格払出し要件の延長・拡充

改正内容（拡充・延長）

勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度について、利子所得等が非課税とされる「適格払出し」の範囲が拡充されます。

改正の解説

財形貯蓄制度とは、日本における貯蓄制度の一つで、主に企業が従業員のために設ける貯蓄制度です。この制度は、従業員が給与の一部を自動的に貯蓄に回すことができ、将来の資産形成を支援することを目的としています。このうち住宅購入に役立つ「財形住宅貯蓄」は一定の要件のもとで、その貯蓄を払い出す際に利子等が非課税となります。（適格払出し）

この適格払い出しの範囲に、以下の要件を満たす新築等に係る費用のための支払いのための払出しが追加されます。

1. 期間 : 令和7年12月31日までに建築確認を受けたもの
2. 床面積 : 40㎡以上50㎡未満
3. 対象住宅 : 以下のいずれかに該当するもの
 - （1）認定住宅
 - （2）ZEH（ゼロ・エネルギー・ハウス）水準省エネ住宅
 - （3）省エネ基準適合住宅

●適用時期 令和7年12月31日までに建築確認を受けたもの

改正内容（見直し）

1. 確定拠出年金（企業型DC・iDeCo）の老齢一時金を受給した後、退職手当等を受給する場合に、退職所得控除の勤続年数の重複排除について、一定の見直しがされます。
2. 「退職所得の源泉徴収票」の税務署への提出範囲について、一定の見直しがされます。

改正の背景

退職手当等を受給した後、確定拠出年金（企業型DC・iDeCo）の老齢一時金を受給する場合は、受給年の前年以前19年内において勤続年数の重複排除の対象となります。一方、確定拠出年金（企業型DC・iDeCo）の老齢一時金を受給した後、退職手当等を受給する場合は、受給年の前年以前4年内においてのみ勤続年数の重複排除の対象となります。課税の公平性の観点から、後者の場合について重複排除の対象が延長されることになります。

改正の解説

1. 退職手当等の支払を受ける年の前年以前 **9年内**に、確定拠出年金（企業型DC・iDeCo）の老齢一時金の支払を受けている場合には、退職所得控除の計算において勤続期間等の重複排除の対象とされます。（現行：4年内）
確定拠出年金（企業型DC・iDeCo）の老齢一時金に係る「退職所得の受給に関する申告書」の保存期間が**10年**となります。（現行：7年）
2. 退職手当等の支払を受ける**全ての居住者**について、「退職所得の源泉徴収票」の税務署への提出が義務化されます。（現行：役員である居住者）

退職所得控除

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数（最低80万円）
20年超	800万円+70万円×（勤続年数－20年）

※ 1 一定の期間内に複数の退職手当等を受ける場合、退職所得控除について重複した勤続期間を排除して勤続年数を計算します。

2 回目の退職所得控除における勤続年数の重複排除の対象期間

1 回目	2 回目	現行	改正案後
退職手当等	退職手当等	受給年以前 5年以内	変更なし
退職手当等 (DC・iDeCo以外)	DC・iDeCo の老齢一時金	受給年以前 20年以内	変更なし
DC・iDeCo の老齢一時金	退職手当等 (DC・iDeCo以外)	受給年以前 5年以内	受給年以前 10年以内

●適用時期

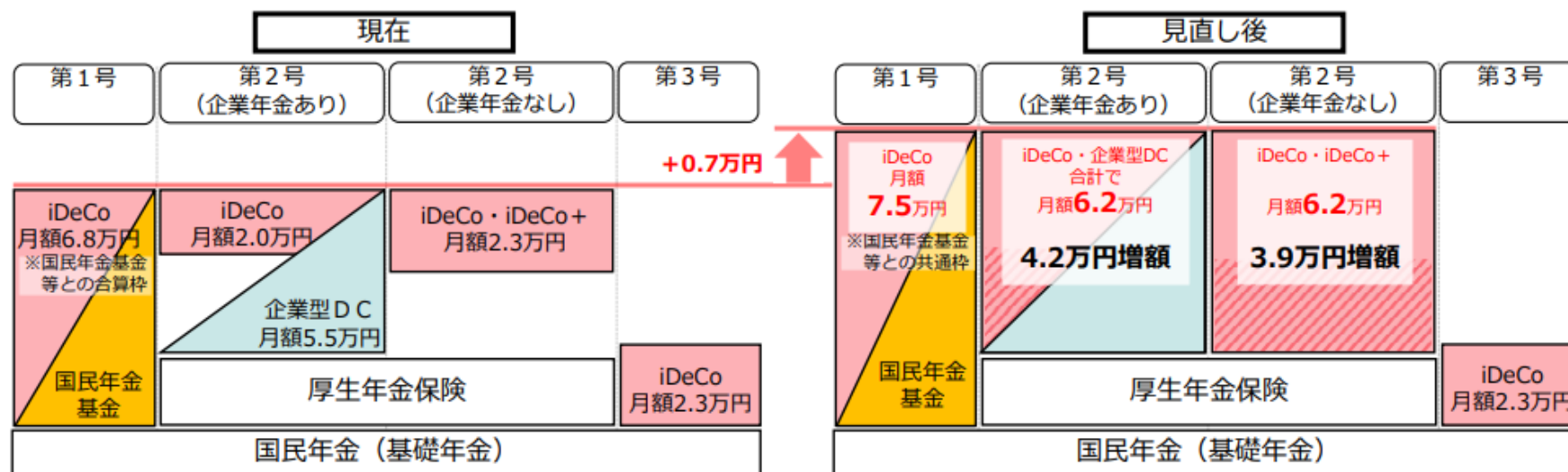
1. 令和8年1月1日以後に老齢一時金の支払を受ける場合であって、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用されます。
2. 令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用されます。

改正内容（見直し・拡充）

1. 確定拠出年金法等の改正を前提に、企業型確定拠出年金（企業型DC）・個人型確定拠出年金（iDeCo）等の拠出限度額の引上げやiDeCoの加入可能年齢の引上げ等の見直しが行われた後も、**現行の税制上の措置が適用**されます。
2. 控除証明書の**提出が省略**されます。

改正の背景

1. 企業年金と個人年金は、公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度であるところ、家計の資産形成の更なる環境整備を進めていくため、企業年金・個人年金の充実を図る必要性が高まっています。
2. 個人型確定拠出年金（iDeCo）については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）や「新しい資本主義のグランドデザイン」（同日閣議決定）では、拠出限度額等について2024年中に結論を得る、拠出限度額の引上げ等について大胆な改革を検討し結論を得るなどとされています。
3. 企業年金・個人年金制度の見直しの議論の結果等を踏まえ、税制上の所要の措置を講ずる必要がありました。



出典元：厚生労働省「令和7年度税制改正の概要」 P.14

改正の解説

1. 確定拠出年金（企業型DC・iDeCo）の拡充

- （1）第2号被保険者の企業型DCの拠出限度額が**月額6.2万円**（現行：月額5.5万円）へ引き上げが行われます。
- （2）第2号被保険者のiDeCoの拠出限度額が**月額6.2万円**（現行：月額2.0万円又は2.3万円）へ引き上げが行われます。
- （3）第1号被保険者の拠出限度額（iDeCoと国民年金基金で共通）が**月額7.5万円**（現行：月額6.8万円）へ引き上げが行われます。
- （4）iDeCoの加入条件について、iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者であって、老齢基礎年金やiDeCoを受給していない**60歳以上70歳未満の者が新たに加入可能**となります。その拠出限度額については月額6.2万円です。
- （5）企業型DCのマッチング拠出について、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができないとする要件が**廃止**されます。

2. 控除証明書の提出省略 物価上昇局面における税負担の調整（基礎控除の引上げ）

小規模企業共済等掛金控除の適用を受ける者は、**控除証明書の添付または提示に代えて**、当該控除証明書の記載事項を記載した**明細書を確定申告書の提出の際に添付できる**こととされます。提出省略した場合には、確定申告期限等から5年間は税務署長から提出または提示を求められる可能性があるため、当該控除証明書の保管が必要となります。

●適用時期

- 1. 確定拠出年金の拡充：確定拠出年金法等の改正で年金制度の見直しがされた後に適用
- 2. 控除証明書の提出省略：令和8年分以後の確定申告書を令和9年1月1日以後に提出する場合について適用

資産課税

改正内容（延長）

従来の措置が令和 9 年 3 月 31 日まで 2 年間延長されます。

改正の解説

適用対象者	18歳以上50歳未満の直系卑属(子や孫)
適用期間	令和 9 年 3 月 31 日まで 2 年間延長
非課税枠	1,000万円まで贈与税が非課税
手続き	1. 金融機関にて資金口座を開設 2. 口座開設等の日迄に、金融機関等の営業所等を経由して「結婚・子育て資金非課 税申告書」を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する（※ 1）
対象用途	1. 結婚資金（300万円限度） 挙式・披露宴の費用（一定の要件あり）、新居費用など 2. 妊娠・出産・育児 不妊治療、妊婦健診、分べん費用、産後ケア、子の医療費、幼稚園・保育園等の保育料、ベビーシッター代など
相続税	契約期間中に贈与者が死亡した場合は、管理残額が相続財産とみなさます（※ 2）
贈与税	1. 受贈者が50歳に達した場合等に、残額がある場合は贈与税が課されます。 2. 適用税率は一般税率

※ 1：金銭等を取得した日の属する年分の前年分の合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用なし

※ 2：受贈者が孫などの場合、令和 3 年 4 月 1 日以後の拠出分については相続税の 2 割加算の対象。

事業承継税制 贈与税に係る役員就任要件・事業従事要件の緩和

改正内容（見直し）

1. 法人版事業承継税制（贈与税・特例措置）の役員就任要件を、改正前の「贈与の日まで引き続き3年以上役員等であること」から「**贈与の直前において役員等であること**」へ改正を行います。
2. 個人版事業承継税制（贈与税）の事業従事要件を、改正前の「贈与の日まで引き続き3年以上事業等に従事していたこと」から「**贈与の直前において事業等に従事していたこと**」へ改正を行います。

改正の背景

法人版事業承継税制（贈与税・特例措置）は令和9年まで、個人版事業承継税制（贈与税）は令和10年までの時限措置となります。本制度の最大限の活用を図る観点から、贈与の日まで引き続き、3年以上役員等であること（法人版）又は事業等に従事していたこと（個人版）であることについて見直しを行います。

改正の解説

法人版事業承継税制（贈与税・特例措置）及び個人版事業承継税制は一定の要件を満たす事で、後継者が取得する非上場株式等又は事業用資産に係る贈与税・相続税負担を実質ゼロ（100%納税猶予）にする時限措置です。適用要件には、先代経営者（法人版）又は先代事業者（個人版）が満たすべきもの、後継者が満たすべきもの等様々の要件があります。今回の改正はその中の一部である、後継者に係る要件の見直しが行われます。

税制	改正前	改正後
法人版事業承継税制(贈与税・特例措置)	贈与の日まで引き続き3年以上役員等であること	<u>贈与の直前</u> において役員等であること
個人版事業承継税制(贈与税)	贈与の日まで引き続き3年以上事業等に従事していたこと	<u>贈与の直前</u> において事業等に従事していたこと

- **適用時期** 令和7年1月1日以降に贈与により取得する財産に係る贈与税

物納許可限度額等の計算方法に関する見直し

改正内容（見直し）

相続税の物納制度における物納許可限度額等について、物納許可限度額の計算の基礎となる延納年数は納期限等における申請者の平均余命の年数を上限とする等の見直しを行います。

改正の解説

※改正内容については大綱に記載がないため、現在の「物納制度の概要等」について解説します。

1. 物納制度の概要

相続税は金銭での納付を原則としています。しかし、相続税が財産税の性格を有しているため、一定条件のもと、金銭納付の例外として物納制度が設けられています。

2. 物納許可限度額 $\text{納付すべき相続税額} - (\text{金銭による納付可能金額} + \text{延納による納付可能金額})$ 3. 延納による納付可能金額 $\text{年間の収支残額} \times \text{最長延納年数} \pm \text{臨時的な収支金額}$

上記「延納年数」を『納期限等における申請者の平均余命の年数を上限とする』ことで、納税者の支払能力をよりの確に勘案した物納制度となるよう見直しが行われます。

4. 現行の最長延納年数

区分		延納期間(最高)
不動産等の割合が75%以上の場合	動産等	10年
	不動産等	20年
不動産等の割合が50%以上75%未満の場合	動産等	10年
	不動産等（以下※を除く）	15年
	※森林計画立木の割合が20%以上の森林計画立木	20年
不動産等の割合が50%未満の場合		5年

● **適用時期**
大綱に記載なし

法人課税

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長等

改正内容（延長・見直し）

1. 中小企業者等に適用される法人税の軽減税率の特例15%の適用期限が**2年延長**されます。ただし、所得**10億円超**の中小法人は軽減税率の特例15%を**17%に引き上げ**ます。
2. 適用対象法人の範囲から**通算法人を除外**します。

改正の背景

人手不足や物価高騰が続く中、中小企業の資金繰り負担を緩和し、財務基盤を強化するため、当該軽減税率が**2年延長**されます。

改正の解説

1. 中小企業者等の所得の金額のうち、年800万以下の部分について適用される法人税の軽減税率の特例15%の適用期限が**2年延長**されます。ただし、所得の金額が**年10億円超**の中小法人は軽減税率の特例15%を**17%に引き上げ**ます。
2. 軽減税率の特例の適用対象法人の範囲から**通算法人を除外**します。

中小企業者等とは、次の法人（**中小法人**）をいいます。**中小法人**とは、普通法人のうち、各事業年度終了の時ににおいて**資本金の額が1億円以下**であるものまたは資本を有しないものをいいます（各事業年度終了の時ににおいて次に掲げる法人に該当するものを除きます）。ただし、中小法人のうち適用除外事業者※1に該当するものについては、適用対象から除かれます。

- （1）大法人（資本金の額が5億円以上の法人その他一定の法人）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人
- （2）普通法人との間に完全支配関係があるすべての大法人が有する株式および出資の全部をそのすべての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなる時のその普通法人
- （3）その他の法人（相互会社、投資法人、特定目的会社、受託法人）

※1 適用除外事業者とは、基準年度（その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度）の所得金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額が15億円を超える法人をいいます。

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長等

CONFIDENTIAL

	本則税率				特例税率	
					改正前	改正後
中小法人	年800万円以下の部分	下記以外の法人	所得10億円以下	19%	15%	15%
			所得10億円超		15%	17%
		通算法人			15%	—
		適用除外事業者			—	—
	年800万円超の部分			23.2%	—	—

●適用時期 令和7年4月1日から令和9年3月31日までに開始する事業年度

改正内容（拡充・延長）

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）について、一定の見直しを行い、適用期限が2年間延長されます。

改正の背景

中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が100億円を超える中小企業（100億企業）の創出を推進するため、中小企業経営強化税制を2年間延長した上で、100億企業を目指す中小企業に対する措置を拡充することとなります。

改正の解説

現行措置について、C類型は廃止、A類型及びB類型は指標の見直しが行われることとなります。また、B類型は拡充が行われることとなります。

1. 適用対象者

経営強化法の認定を受けた中小企業者等

2. 要件及び対象設備

類型	要件	確認者	対象設備
生産性向上設備 （A 類型）	※生産性が旧モデル比平均 1 %以上向上する設備 ※生産性の指標は、 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか によることとなります。（改正前は生産効率、エネルギー効率等の生産性指標）	工業会等	機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） （A 類型の場合、測定工具又は検査工具に限ります。） 器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上） ソフトウェア（70万円以上） （A 類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限ります。）
収益力強化設備 （B 類型）	投資利益率が年平均 7 %以上 （改正前は 5 %以上）の投資計画に係る設備	経済産業局	
デジタル化設備 （C 類型）	遠隔操作、可視化又は自動制御化のいずれかに該当する設備 → 廃止されます。		
経営資源集約化設備 （D 類型）	修正ROAまたは有形固定資産 回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		

類型	要件	確認者	対象設備
経営規模拡大設備 （B類型の拡充）	下記要件を満たし経済産業大臣に確認を受けた投資計画に必要不可欠な設備 1. 投資利益率が年平均7%以上の投資計画に係る設備（通常のB類型と同じく） 2. 売上向上のための施策及び設備投資時期を示した行程表（ロードマップ）を作成すること 3. ※基準事業年度の売上高が10億円超90億円未満であること 4. 売上高100億円超を目指すための事業基盤、財務基盤及び組織基盤が整っていること 5. 売上高100億円超及び年平均10%以上の売上高成長率を目指す投資計画であること 6. 次の要件を満たす設備投資を行う投資計画であること （1）導入予定の設備が、売上高の増加に貢献するものであること （2）経営力向上計画の認定を受けた日から2年以内に導入予定の設備の取得価額の合計額が、1億円と※基準事業年度の売上高の5%相当額とのいずれか高い金額以上であること （3）生産性の向上に資する設備の導入に伴い建物及びその附属設備の新設又は増設をするものであること 7. 投資計画の計画期間中において、給与等の支給額を増加させるものであること 等 ※基準事業年度とは、経営力向上計画の認定を申請する事業年度の直前の事業年度をいいます。 なお、拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用はできません。 （中小企業投資促進税制も2年間延長されます。）	経済産業局	機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） 器具備品（30万円以上） ソフトウェア（70万円以上） <u>建物及びその附属設備（1,000万円以上）</u> （左記6.（3）の建物及びその附属設備に限ります。） 税制対象の設備投資総額の上限は、60億円

3. その他の要件等

- （1）生産等設備を構成するもの（事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。）
- （2）国内への投資であること
- （3）中古資産・貸付資産でないこと
- （4）発電用の機械装置、建物、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。
- （5）医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限ります。）、建物、建物附属設備を除きます。
- （6）ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどを除きます。
- （7）コインランドリー業（主要な事業であるものを除きます。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除きます。

4. 特別償却限度額・税額控除限度額

(1) 下記以外

即時償却 又は 税額控除10%（資本金3,000万円超の場合は7%）

(2) 建物及びその附属設備（B類型の拡充）

※ 1 給与増加割合	特別償却	税額控除
2.5%未満	適用なし	適用なし
2.5%以上	15%	1 %
5.0%以上	25%	2 %

※ 1：給与増加割合とは、対象設備を事業の用に供する事業年度における※ 2 雇用者給与等支給額からその事業年度の前事業年度における雇用者給与等支給額を控除した金額のその事業年度の前事業年度における雇用者給与等支給額に対する割合をいいます。

※ 2：雇用者給与等支給額とは、法人の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内の事業所に勤務する雇用者に対する給与等の支給額をいいます。

●適用時期 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間

改正内容（見直し・延長）

地域の特性や魅力を生かした地域社会の創出に向け、各地方自治体の重点分野への設備投資を後押しするため、一定の見直しが行われた上で、適用期限が3年間延長されます。

改正の解説

地域未来投資促進税制は、地域の強みを生かした先進的な事業への設備投資を行う際に減税措置を受けられる制度です。地域経済を牽引する企業の成長促進を通じた強靱な産業基盤の構築へ向け、以下の見直しが行われます。

1. 新たな措置の追加

地域経済の実情に応じ、その発展・成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資について、特別償却（50%）・税額控除（5%）を適用できる**上乗せ措置の要件が新たに追加**されます。

2. 特別償却率の見直し

通常枠（上乗せ措置に該当しない場合）の**機械装置等の特別償却の割合は35%**（現行40%）に引き下げられます。

3. 適用要件の一部引き上げ

設備の投資規模要件が**1億円以上**（現行2,000万円）に引き上げられます。

4. 対象事業類型の絞り込み

サプライチェーン（SC）の強じん化に資する類型が、**対象となる事業類型から除外**されます。

地域未来投資促進税制の見直し・延長

対象者	地域経済牽引事業計画について都道府県知事の承認を受けた者（青色申告書を提出する法人）		
主務大臣の確認要件	1. 先進性評価委員会により、先進性を有すると認められること 2. 設備投資額が 1 億円以上 であること 3. 設備投資額が前年度減価償却費の 25%以上 であること 4. 売上高の伸び率が 0 を上回り、かつ過去 5 年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より 5 % 以上高いこと 5. 旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率 4 % 以上、かつ投資収益率 4 % 以上であること 6. 労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることが見込まれること		
税制措置	機械装置 器具備品	（通常枠） ※ サプライチェーン 類型は廃止	特別償却35% 又は 税額控除 4 %
		（上乗せ措置） 通常枠の要件及び下記①を満たした上で、②、③、④のいずれかを満たす 1. 労働生産性の伸び率 5 % 以上かつ投資収益率 5 % 以上（中小企業者においては、労働生産性の伸び率 4 % 以上かつ投資収益率 5 % 以上） 2. 創出される付加価値額が 1 億円以上 、かつ、直近事業年度の付加価値額増加率が 8 % 以上 3. 創出される付加価値額が 3 億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が 50 億円以上 4. 創出される付加価値額が 1 億円以上 、かつ、自治体が指定する地域の経済発展・成長に特に資する分野に該当する事業であって、設備投資額が 10 億円以上であること	特別償却50% 又は 税額控除 5 %
		（中堅企業枠）	特別償却50% 又は 税額控除 6 %
	建物、附属設備 構築物	特別償却20%又は税額控除 2 %	

●適用時期

令和 7 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日までの間に事業の用に供した資産について、適用されます。
 （令和 7 年 3 月31日までは改正前の要件が適用されます。）

改正内容（見直し・延長）

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の適用期限が **3年間**延長されます。

改正の背景

地方経済が、人口減少・過疎化や地域産業の衰退等の課題に直面する中、官民が連携してそれらを成長のエンジンへと転換することが求められています。そのため、地方への資金の流れの創出・拡大や地方への人材還流を促す地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の適用期限が延長されます。また、地域再生計画の認定が取り消される不適切事案の発生に対処するため、この改正は現行の法令に必要な見直しが行われることが前提となっています。

改正の解説

1. 内容

青色申告書を提出する法人が、認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する特定寄附金を支出した場合に、寄附金支出額の損金算入による軽減効果（約30%）と合わせて以下2.で計算した金額を税額から控除（最大60%）することにより**最大で寄附金額の約90%の税額軽減**となり、**実質的な企業負担が約10%まで軽減**されます。

2. 税額控除額

（1）法人住民税 ※1

ア. 法人道府県民税 寄附金額の5.7%

イ. 法人市町村民税 寄附金額の34.3%

（2）法人税 ※2

上記（1）の法人住民税からの控除が、寄附金額の40%に達しない場合、その残額。ただし、寄附金額の10%を限度とします。

（3）法人事業税 ※3

寄附金額の20%

※1 法人住民税法人税割額の20%が上限です。

※2 法人税額の5%が上限です。

※3 法人事業税額の20%が上限です。

改正の解説



出典元：内閣府「企業版ふるさと納税イメージ図」

●実務上の留意点

1. 寄附活用事業に係る契約等が※ 1 一定の場合、寄附をした法人名が公表される場合があります。
2. 寄附を行うことの代償として寄附をした法人が経済的な利益(いわゆる返礼品)を受けることは禁止されています。
3. 寄附金額は1回当たり10万円以上が対象となります。
4. 本社が所在する地方公共団体及び地方交付税の不交付団体である東京都等(三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村)への寄附金は対象外です。

※ 1 寄附法人・関係会社が、競争入札において一者応札で受託した場合等

- 適用時期 現在の適用期限を **3年間**延長し、令和10年 3月31日まで。

改正内容（創設）

一定の要件を満たした場合、再資源化事業等高度化設備の取得価額の**35%**の特別償却をすることができます。

改正の解説

1. 適用対象者及び適用要件

- （1）青色申告書を提出する法人
- （2）資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下「再資源化事業等高度化法」という。）の高度再資源化事業計画又は高度分離・回収事業計画の認定を受けること
- （3）再資源化事業等高度化設備の取得等をして、その法人の高度資源化事業又は高度分離・回収事業の用に供すること

2. 対象設備

1台又は1基の取得価額が**2,000万円以上の機械装置**又は**200万円以上の器具備品**であること

※1：再資源化事業等の高度化に著しく資する設備として環境大臣が財務大臣と協議して指定するもの

3. 特別償却額と限度額

取得価額の**35%**（取得価額の合計額の**20億円を限度**とする）

※認定の類型（イメージ）

＜①事業形態の高度化＞

- 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023（PETボトルリサイクル推進協議会）

＜②分離・回収技術の高度化＞

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル



例：使用済み紙おむつリサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン
使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン

出典元：環境省「最近の環境政策の動向」

● **適用時期** 再資源化事業等高度化法の施行の日から令和10年3月31日まで（事業供用）

改正内容（廃止）

デジタルトランスフォーメーション投資促進税制は、適用期限（令和 7 年 3 月 31 日）の到来をもって廃止となります。

改正の背景

D X 投資促進税制は、先進的な D X 事例の普及に一定の役割を果たし、企業・経営者の意識改革やデジタル人材育成を通じて更なる D X 推進を進めることから、本税制は適用期限をもって廃止されることとなります。

改正の解説

1. D X 投資促進税制の説明

D X 投資促進税制とは、産業競争力強化法に基づく自部門・拠点毎ではない、全社レベルの D X に向けた計画を主務大臣が認定した上で、D X の実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資に対し、**税額控除（最大 5 %）** または **特別償却 30 %** を措置する計画認定制度です。

2. D X 投資促進税制の廃止

適用期限（令和 7 年 3 月 31 日）をもって廃止されることとなります。

認定要件		
&	デジタル (D) 要件	① データ連携 (他の法人等有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データとを合わせて連携すること) ② クラウド技術の活用 ③ 情報処理推進機構が審査する「 DX認定 」の取得 (レガシー回避・サイバーセキュリティ等の確保、 デジタル人材の育成・確保)
	企業変革 (X) 要件	① 全社レベルでの 売上上昇 が見込まれる ② 成長性の高い海外市場の獲得 を図ること ③ 全社の意思決定 に基づくもの (取締役会等の決議文書添付等)

税制措置の内容	対象設備	税額 控除	特別 償却		
	・ ソフトウェア ・ 繰延資産 ^{*1} ・ 器具備品 ^{*2} ・ 機械装置 ^{*2}	3 %	OR 30 %		
		5 % ^{*3}			
*1 クラウドシステムへの移行に係る初期費用をいう *2 ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するものに限る *3 グループ外の他法人ともデータ連携する場合					
※ 投資額下限：国内の売上高比0.1%以上 ※ 投資額上限：300億円 (300億円を上回る投資は300億円まで) ※ 税額控除上限：「カーボンニュートラル投資促進税制」と合わせて当期法人税額の20%まで					

出典元：経済産業省「D X 投資促進税制」P. 1

●適用時期 令和 7 年 3 月 31 日到来をもって廃止されることとなります。

改正内容（延長・縮減）

中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の特別償却制度）について、対象資産から感染症の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産（サーモグラフィ装置）を除外した上で、適用期限が2年延長されます。

改正の解説

1. 制度概要

（1）措置内容

自然災害等に備えた事前対策を強化するための設備投資を後押しするため、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画（以下、「事業継続力強化計画等」という。）の認定を受けた中小企業者が、認定後1年以内に予定していた設備導入を行った場合に、特別償却の適用が可能となります（現行は18%（令和7年4月1日以降に取得等をする場合は16%））。

（2）適用対象者

令和9年3月31日までに「事業継続力強化計画等」の認定を受けた青色申告書を提出する中小企業者等で中小企業者に該当する者。

（3）適用対象資産

「事業継続力強化計画等」の認定を受けた日から1年以内に取得等をする事業継続力の強化に特に資する以下の設備。

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る）、防水シャッター等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

※ これまで対象であった感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ装置は対象外となる。

出典元：令和7年度税制改正について令和6年12月 経済産業省 経済産業政策局企業行動課 P. 17

2. 適用手続きの申請

(1) 事業継続力強化計画等の作成及び認定の申請

「事業継続力強化計画等」を作成し、申請者の主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局に認定を申請します。

(2) 設備の取得等

経済産業大臣の認定を受けた後、事業継続力強化計画等に記載された対象設備を当該計画の認定を受けた日から1年以内に取得等をします。

(3) 計算明細書の添付

申告書に対象設備の償却限度額の計算明細書を添付します。

● **適用時期** 令和7年4月1日から令和9年3月31日

グループ通算制度下のスピノフを円滑に行うための見直し

改正内容（見直し）

グループ通算制度の適用を受ける法人（以下「通算法人」といいます。）がスピノフにより他の通算法人の株式をその通算法人の株主に交付することに起因して、当該他の通算法人の通算終了事由が生じる場合には、次の1.から3.の金額をもとめるために用いる当該他の通算法人（以下「離脱法人」といいます。）の株式の帳簿価額は、その離脱法人のグループ通算制度離脱に伴う**投資簿価修正後の帳簿価額**とする必要があります。この投資簿価修正額の計算を**通算法人の前事業年度末時点**の離脱法人の資産負債の帳簿価額を基礎として行う見直しがされます。

1. 株式分配または分割型分割に係るみなし配当の額の計算の基礎となる分配資本金額等または分割資本金額等
2. 株式分配若しくは分割型分割または適格株式分配に係る資本金等の額から減算する金額
3. 通算法人の株主がその通算法人が行った株式分配または分割型分割により離脱法人の株式等の交付を受けた場合の所有株式の譲渡損益の計算の基礎となる完全子法人株式対応帳簿価額または分割資産対応帳簿価額

改正の解説

1. 適用対象者

- （1）株式分配、適格株式分配または分割型分割（※ 1）を行う通算法人
- （2）（1）の通算法人の株主（個人及び法人）

※ 1

株式分配：現物分配（剰余金の配当又は利益の配当に限ります。）のうち、その現物分配の直前において現物分配法人により発行済株式等の全部を保有されていた法人（以下「完全子法人」といいます。）の当該発行済株式等の全部が移転するもの（その現物分配により当該発行済株式等の移転を受ける者がその現物分配の直前において当該現物分配法人との間に完全支配関係がある者のみである場合における当該現物分配を除きます。）をいいます。

適格株式分配：完全子法人の株式のみが移転する株式分配のうち、完全子法人と現物分配法人とが独立して事業を行うための株式分配として一定のもの（当該株式が現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該現物分配法人の各株主等の有する当該現物分配法人の株式の数（出資にあっては、金額）の割合に応じて交付されるものに限り。）をいいます。

分割型分割：分割により分割法人が交付を受ける分割対価資産（分割により分割承継法人によって交付される当該分割承継法人の株式（出資を含む。）その他の資産をいいます。）の全てが当該分割の日において当該分割法人の株主等に交付される分割その他一定の分割をいいます。

グループ通算制度下のスピノフを円滑に行うための見直し

2. 計算方法

(1) 株式分配または分割型分割に係るみなし配当の額の計算の基礎となる分配資本金額等または分割資本金額等（法人税法施行令第23条第1項三号、二号）

ア. 分配資本金額等

$$\left(\begin{array}{c} \text{通算法人の株式分配} \\ \text{直前の資本金等の額} \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{c} \text{株式分配直前の通算法人の所有する} \\ \text{完全子法人の株式の帳簿価額} \pm \text{簿価修正相当額} \times 2 \\ \hline \text{株式分配の前事業年度終了の時の} \\ \text{通算法人の簿価純資産額} \pm \text{簿価修正相当額} \times 2 \end{array}}$$

イ. 分割資本金額等

$$\left(\begin{array}{c} \text{通算法人の分割型分割} \\ \text{直前の資本金等の額} \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{c} \text{分割型分割直前の通算法人の所有する} \\ \text{(移転資産簿価 - 移転負債簿価)} \pm \text{簿価修正相当額} \times 2 \\ \hline \text{分割型分割の前事業年度終了の時の} \\ \text{通算法人の簿価純資産額} \pm \text{簿価修正相当額} \times 2 \end{array}}$$

※ 2

【改正】簿価修正相当額とは、離脱法人の株式を有する通算法人のスピノフの日の属する事業年度の前事業年度終了の時（以下「前期期末時」といいます。※ 3）においてその離脱法人が有する資産の帳簿価額の合計額及び負債の帳簿価額の合計額※ 4をスピノフの直前においてその離脱法人が有する資産の帳簿価額の合計額及び負債の帳簿価額の合計額とみなして投資簿価修正の規定を適用した場合の簿価純資産不足額又は簿価純資産超過額に相当する金額をいいます。

※ 3

通算法人がスピノフの日以前 6 月以内に仮決算による中間申告をしていた場合には、その中間申告に係る期間終了の時とします。

※ 4

前期期末時からスピノフの直前の時までの間に離脱法人の資本金等の額又は利益積立金額（所得の金額及び投資簿価修正に係る金額を除く。）の増減がある場合には前期期末時においてその離脱法人が有する資産の帳簿価額の合計額及び負債の帳簿価額の合計額にその増減額を加減算し、スピノフの直前の時において離脱法人が有する資産に他の離脱法人の株式がある場合には前期期末時においてその離脱法人が有する資産の帳簿価額の合計額及び負債の帳簿価額の合計額に他の離脱法人の株式の簿価修正相当額を加減算します。

グループ通算制度下のスピノフを円滑に行うための見直し

（２）株式分配若しくは分割型分割または適格株式分配に係る資本金等の額から減算する金額

ア.株式分配若しくは分割型分割の場合（法人税法施行令第８条第１項十七号、十五号）

（ア）株式分配の場合・・・（１）ア.の算式によります。

（イ）分割型分割の場合・・・（１）イ.の算式によります。

イ.適格株式分配の場合（法人税法施行令第８条第１項十六号）

通算法人の適格株式分配直前の完全子法人の株式の帳簿価額に相当する金額 $\pm$ 簿価修正相当額 $\times 2$

（３）通算法人の株主がその通算法人が行った株式分配または分割型分割により離脱法人の株式等の交付を受けた場合の所有株式の譲渡損益の計算の基礎となる完全子法人株式対応帳簿価額または分割資産対応帳簿価額（法人税法施行令第１１９条の８の２第１項、第１１９条の８第１項）

ア. 完全子法人株式対応帳簿価額

$$\left(\begin{array}{l} \text{通算法人の株主が所有する} \\ \text{株式分配直前の通算法人の} \\ \text{株式の帳簿価額} \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{l} \text{株式分配直前の通算法人の所有する} \\ \text{完全子法人の株式の帳簿価額} \pm \text{簿価修正相当額} \times 2 \end{array}}{\begin{array}{l} \text{株式分配の前事業年度終了の時の} \\ \text{通算法人の簿価純資産額} \pm \text{簿価修正相当額} \times 2 \end{array}}$$

イ. 分割資産対応帳簿価額

$$\left(\begin{array}{l} \text{通算法人の株主が所有する} \\ \text{分割型分割直前の通算法人の} \\ \text{株式の帳簿価額} \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{l} \text{分割型分割直前の通算法人の所有する} \\ \text{(移転資産簿価 - 移転負債簿価)} \pm \text{簿価修正相当額} \times 2 \end{array}}{\begin{array}{l} \text{分割型分割の前事業年度終了の時の} \\ \text{通算法人の簿価純資産額} \pm \text{簿価修正相当額} \times 2 \end{array}}$$

グループ通算制度下のスピノフを円滑に行うための見直し

3. 現行制度との比較

投資簿価修正を**通算法人の前事業年度末時点**（現行：スピノフ時点）の離脱法人の資産負債の帳簿価額を基礎として行うことにより、税制非適格の株式分配または分割型分割を行った場合に、みなし配当の額や通算法人の株主の所有する通算法人株式の譲渡原価をスピノフ実行後直ちに計算することが可能になり、通算法人によるみなし配当の額に係る源泉税の徴収漏れや通算法人の株主の譲渡損益の申告漏れのリスクが減少する見込みです。

改正の背景

グループ通算制度下で通算法人が行うスピノフにより、他の通算法人がグループ通算制度を離脱することとなる場合には、みなし配当の額や通算法人の株主の譲渡損益の計算等に用いる離脱法人の株式の帳簿価額は、**スピノフ直前**のその離脱法人の資産負債の帳簿価額を基礎として行う投資簿価修正後の帳簿価額によることとされています。

この投資簿価修正の計算に数か月程度の準備期間が必要となるため、現行制度においては、税制非適格の株式分配または分割型分割を行った場合に、みなし配当に係る源泉徴収税額の計算や通算法人の株主の所有する通算法人株式の譲渡損益の計算がスピノフ時点に間に合わず、通算法人の株主の申告漏れ等のリスクがあるという指摘がされていました。

● **適用時期** 大綱に記載なし

リース会計基準の変更に伴う所要の措置

改正内容（見直し・廃止）

1. 借手のオペレーティング・リース取引について、新リース会計基準（以下、「新基準」）の適用後は、**会計処理（新基準）と税務処理が不一致となる場合があります。**
2. リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例が廃止されます。
3. 令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産の減価償却について、リース期間定額法の計算において取得価額に含まれている**残価保証額を控除しない**こととし、リース期間経過時点に1円（備忘価額）まで償却できるようになります。

改正の背景

令和6年9月13日に企業会計基準委員会は、国際的な会計基準との整合性を図ること等を目的として、「リースに関する会計基準」等を公表しました。税制大綱においては、いわゆるリース税制に関して、一定の整備を行うことが示されました。

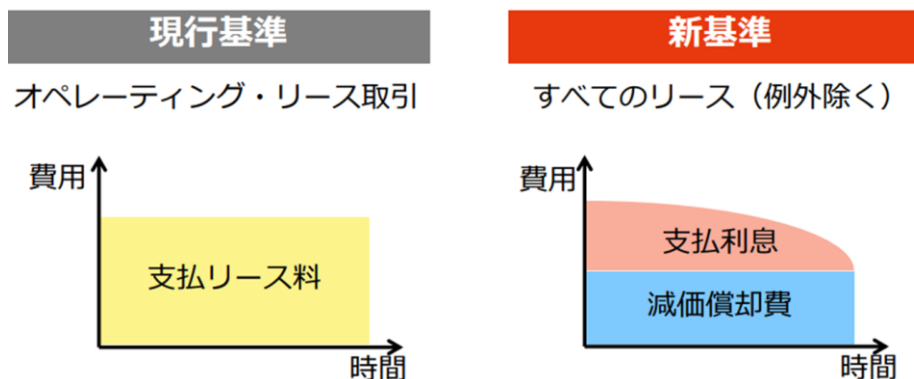
改正の解説

新基準の適用による貸借対照表への影響（借手）

現行基準		新基準	
貸借対照表		貸借対照表	
資産	負債	資産	負債
	リース債務		リース負債
リース資産	純資産	使用権資産	純資産
オペレーティング・リース取引はリース資産・リース債務を計上せず		計上	

企業会計基準委員会（ASBJ）事務局「リース会計基準の解説」2024年11月 P.7、8

新基準の適用による損益計算書への影響（借手）



リース会計基準の変更に伴う所要の措置

1. 新基準における変更点のひとつは、借手のオペレーティング・リース取引について現行の会計基準による賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理（発生時に費用処理）が認められず、オンバランス（貸借対照表に使用権資産・リース負債を計上）が要求されることです（前頁図表参照）。

他方、法人税法のオペレーティング・リース取引の取り扱いは賃貸借処理として整理され、契約に基づき支払う金額のうち債務の確定した部分の金額が損金算入されるため、会計と税務で費用配分に相違が生じ、申告調整が必要になる場合があります。

2. 現行の会計基準では、貸手のファイナンス・リース取引に係る会計処理方法の選択肢として、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法（第2法）が定められていましたが、新基準においては収益認識会計基準との整合性を図るため、廃止されました。なお、令和7年4月1日前にリース譲渡を行った法人の令和9年3月31日以前に開始する事業年度において行ったリース譲渡について、延払基準の方法により収益の額及び費用の額を計算することができることとするとともに、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度において延払基準の適用をやめた場合の繰延リース利益額を5年均等（※1消費税は10年）で収益計上する等の経過措置が講じられます。

3. 現行の会計基準では所有権移転外ファイナンス・リース取引について契約上に残価保証の取り決めがある場合、原則として、残価保証額を残存価額としていましたが、新基準においてこの取り扱いは廃止されたため、税務上も当該変更に対応したものと考えられます。なお、経過措置として、令和9年3月31日までに締結された所有権移転外リース取引に係るリース資産（取得価額に残価保証額が含まれている場合）については、令和7年4月1日以後に開始する事業年度の償却方法につき改正後のリース期間定額法により償却できます。

※1：消費税についても、リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例が廃止されます。なお、令和7年4月1日前にリース譲渡に該当する資産の譲渡等を行った事業者の令和12年3月31日以前に開始する年又は事業年度について延払基準の方法により資産の譲渡等の対価の額を計算することができることとするとともに、令和7年4月1日以後に開始する年又は事業年度において延払基準の適用をやめた場合の賦払金の残金を10年均等で資産の譲渡等の対価の額とする等の経過措置が講じられます。

●適用時期 大綱に記載なし

改正内容(創設)

法人税額に対し、税率 **4 %** の新たな付加税として、防衛特別法人税（仮称）が課されます。なお、中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から **500万円** が控除されます。

改正の背景

わが国の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保するという観点から、防衛特別法人税（仮称）が創設されます。

改正の解説

1. 納税義務者

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人（人格のない社団等及び法人課税信託の引受けを行う個人を含みます。）

2. 税額計算

【課税標準法人税額〔{基準法人税額※1}－{基礎控除額（500万円）※2}〕〕×4%－【税額控除※3】

※1：基準法人税額は下記制度を適用しないで計算した法人税額とします。ただし、附帯税の税額を除きます。

- （1）所得税額の控除
- （2）外国税額の控除
- （3）分配時調整外国税相当額の控除
- （4）仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除
- （5）戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除及び同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算
- （6）控除対象所得税額等相当額の控除

改正の解説

※ 2：通算法人の基礎控除額は年500万円を各通算法人の基準法人税額の比で配分した金額になります。

※ 3：下記の税額控除を行うこととします。

- （1）外国税額の控除
- （2）分配時調整外国税相当額の控除
- （3）控除対象所得税額等相当額の控除
- （4）仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除

3. 申告及び納付等

中間申告義務、申告期限・納期限、電子申告の特例及び中間納付額の還付については、各事業年度の所得に対する法人税の取り扱いと同様となります。

また、欠損金の繰戻し還付による法人税の還付額は、法人税の還付の額に4%を乗じて計算した金額にその課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれをその課税事業年度の基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額を併せて還付します。

- **適用時期** 令和8年4月1日以後に開始する事業年度
中間申告書の提出は令和8年4月1日以後に開始する課税事業年度

消費課税

外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

改正内容（見直し）

外国人旅行者向け免税制度について、不正利用の排除等を目的とした（リファンド方式）への見直しに際し、本制度を引き続きインバウンド消費拡大を通じた観光立国の実現に向けた重要な政策ツールとして活用するため、消耗品の特殊包装や上限額を撤廃等する措置を講じます。

改正の背景

外国人旅行者向け免税制度については、店舗での受付時間や業務負担が大きく、外国人旅行者の利便性を損なう側面があり、制度の悪用事例も散見されることから、不正対策を講じつつ、外国人旅行者の免税手続における利便性向上を図る見直しがされます。

改正の解説

1. 免税方式の見直し

免税店が、外国人旅行者に対して免税対象物品を譲渡した場合に、外国人旅行者がその購入した日から90日以内に税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報を免税店において保存することを要件として、消費税を免除します。

実務上、消費税相当額を含めた価格で販売し、出国時に持出しが確認された場合に免税店から外国人旅行者に対し消費税相当額を返金する（リファンド方式）となります。

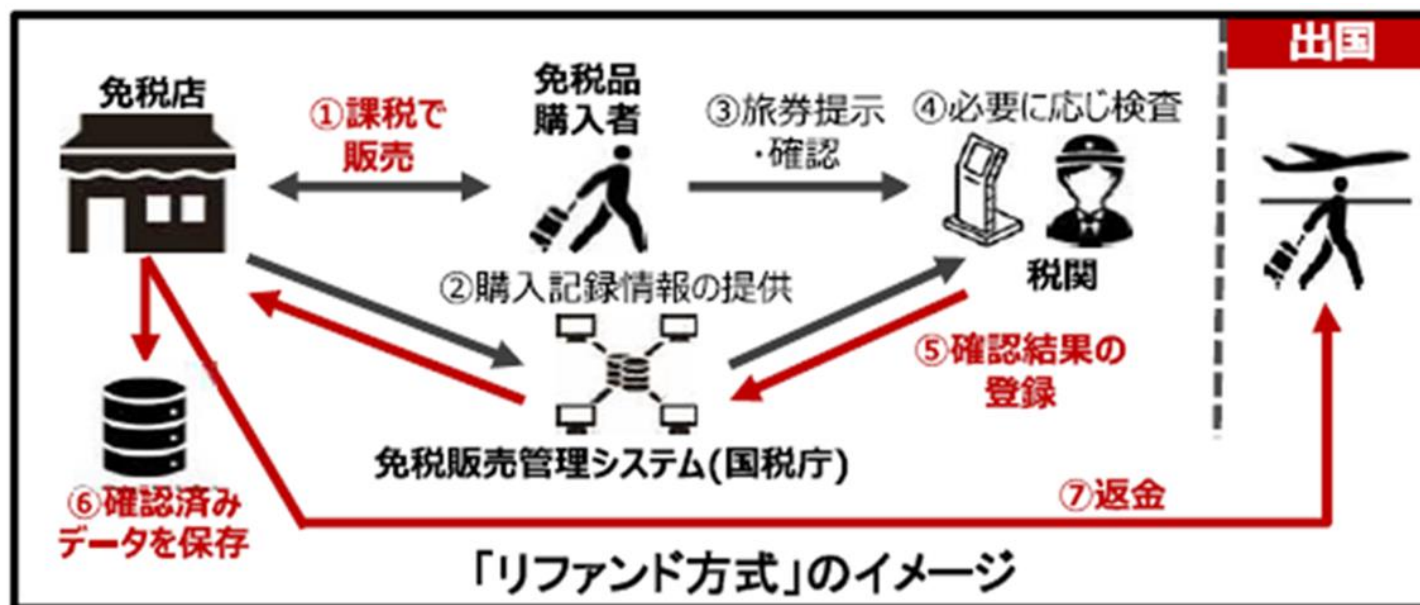
2. 免税対象物品の範囲の見直し

- （1）消耗品について外国人旅行者の同一店舗一日当たりの購入上限額（50万円）及び特殊包装が廃止となります。
- （2）一般物品と消耗品の区分が廃止となります。
- （3）免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件が廃止となります。
- （4）金地金等の不正の目的で購入される恐れが高い物品については、免税販売の対象外とされる物品として個別に定められます。

外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

3. 免税販売手続と輸出物品販売場の許可要件の見直し

- （１）100万円（税抜き）以上の免税対象物品については、購入記録情報の送信事項にシリアルナンバー等を加えます。
- （２）免税店で購入した免税対象物品について、外国人旅行者が別途国外へ配送する別送を認める取り扱いを廃止します。
- （３）その他一定の見直しがあります。



出典元：令和7年度税制改正概要（令和6年12月 国土交通省）P.15

●適用時期

令和8年11月1日以後に行われる免税対象物品の譲渡等について適用されます。

3.（２）の（別送）は令和7年3月31日をもって廃止されます。

国際課税

改正内容（創設・見直し）

国際的に最低限の実効税率（15%）を定めた上で、それを下回る国・地域における最低税率（15%）を確保することを目的としたグローバル・ミニマム課税の枠組みにおいて、以下の改正が行われます。（※ 1、2）

1. 所得合算ルール（IIR）制度の明確化等の観点から、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について、所要の見直しが行われます。
2. 軽課税所得ルール（UTPR）に対応するため、各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税（仮称）が創設されます。
3. 国内ミニマム課税（QDMTT）に対応するため、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税（仮称）が創設されます。

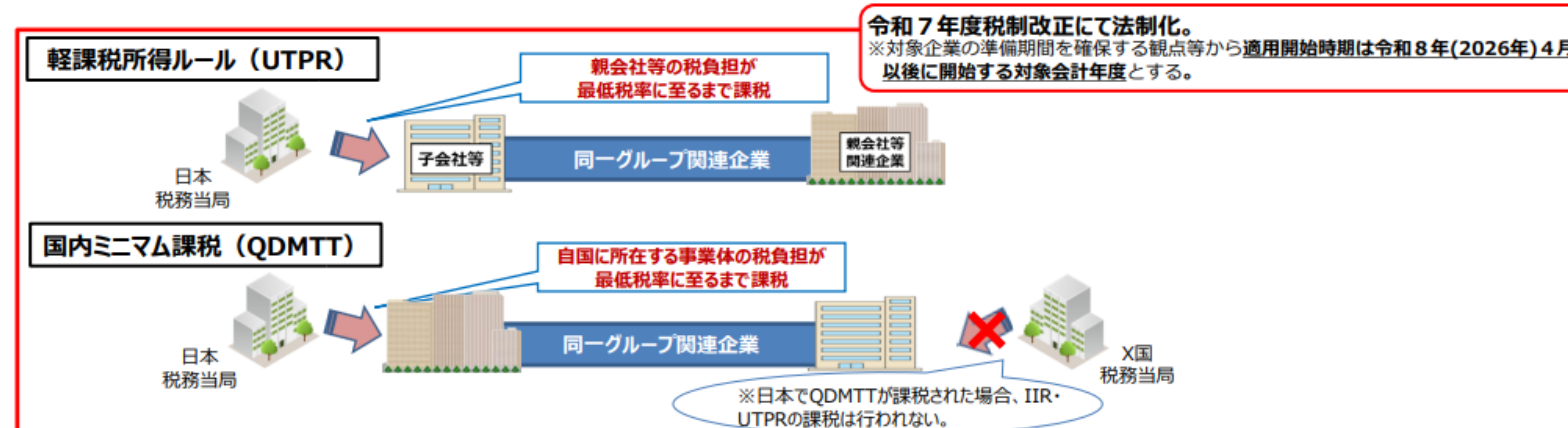
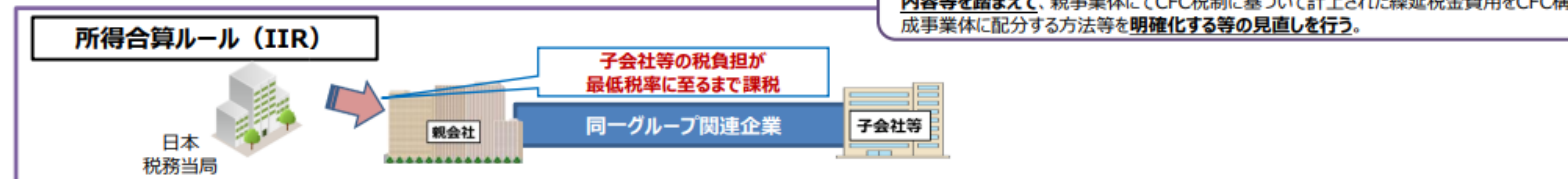
※ 1：課税対象となるのは、年間総収入金額が7.5億ユーロ（約1,200億円）以上の多国籍企業グループ等になります。

※ 2：対象所得から、有形資産簿価と支払給与の5%を除外します（導入当初は経過措置あり）。

<グローバル・ミニマム課税の全体像>

令和5年度税制改正にて法制化済み。

※ 令和7年度税制改正では、令和6年度税制改正に引き続き、OECDによるガイダンスの内容等を踏まえて、親事業体にてCFC税制に基づいて計上された繰延税金費用をCFC構成事業体に配分する方法等を明確化する等の見直しを行う。



出典元：
令和7年度（2025年度）
経済産業関係 税制改正について P.22

改正内容（見直し）

所得合算ルール（IIR）制度の明確化等の観点から、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について、所要の見直しが行われます。

改正の解説

1. 構成会社等の当期純損益金額に係る対象租税の額のうち外国子会社合算税制等の対象とされる他の構成会社等に係る調整後対象租税額に含まれる金額等の計算について、その対象に法人税等調整額が加えられます。
2. 再計算国別国際最低課税額の計算を行う場合において、過去対象会計年度において計上された繰延税金負債に係る調整後対象租税額のうちその過去対象会計年度の5対象会計年度後の対象会計年度終了の日までに取り崩されなかった繰延税金負債に係る部分の金額を減額することとされる措置について、その繰延税金負債の取崩しの方法に係る特例が設けられます。
3. 税引後当期純損益金額の計算において、構成会社等と所在地国が異なる他の構成会社等との間で取引が行われた場合に、その取引に係る金額につき独立企業間価格で行われたものとみなす調整措置について、共同支配会社等との間で行われた取引等がその対象に加えられます。
4. 税引後当期純損益金額の計算において、構成会社等と所在地国が同一である他の構成会社等との間で資産の販売が行われた場合に、その販売を行った構成会社等の取引に係る金額につき独立企業間価格相当額で行われたものとみなす調整措置について、その取引においてその資産の購入を行った構成会社等がその対象に加えられます。
5. 被分配会社等と対象導管会社等との間に他の導管会社等が介在する場合における導管会社等に係る当期純損益金額の特例の適用に当たっては、被分配会社等の所在地国における法令において他の導管会社等及び対象導管会社等の収入等がその構成員の収入として取り扱われることを要件とします。
6. その他所要の措置が講じられます。

● **適用時期** 大綱に記載なし

グローバル・ミニマム課税への対応（国際最低課税残余额に対する法人税（仮称）の創設）

改正内容（創設）

グローバル・ミニマム課税の枠組みの一つである軽課税所得ルール（U T P R）に対応するため、各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税（仮称）が創設されます。これに伴い特定基準法人税額に対する地方法人税の見直しがされ、その名称が国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税（仮称）へ改められます。

改正の解説

1. 納税義務者

- （１）内国法人
- （２）外国法人・・・特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等（その所在地国がわが国であるものに限る。以下２（２）において同じ。）を有する構成会社等である場合

2. 課税の範囲

次の法人に対して、各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税が課されます。

- （１）特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人
- （２）特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人

3. 適用免除基準

特定多国籍企業グループ等の判定対象会計年度が、特定多国籍企業グループ等に該当することとなった最初の対象会計年度開始の日以後５年以内に開始し、かつ国際的な事業活動の初期の段階にあるものとされる対象会計年度に該当する場合等には、その判定対象会計年度に係るグループ国際最低課税残余额は零とされます。

4. 税額の計算

各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税の額は、各対象会計年度の国際最低課税残余额（課税標準）に100分の90.7の税率を乗じて計算します。

グローバル・ミニマム課税への対応（国際最低課税残余额に対する法人税（仮称）の創設）

5. 申告及び納付等

各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月（一定の場合には、1年6月）以内に行います。ただし、当該対象会計年度の国際最低課税残余额（課税標準）がない場合には、その申告を要しません。

6. その他

各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税は、青色申告制度の対象外とされます。ただし、更正の理由付記の対象とし、推計課税の対象外とされます。

7. 特定基準法人税額に対する地方法人税の見直し

特定基準法人税額に対する地方法人税について、その課税の対象に特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である法人の各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税の額（附帯税の額を除く）を加え、その名称を国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税（仮称）に改めます。

8. 実務上の留意点

U T P Rの適用が想定される法人は他国に所在する親会社等関連企業の実効税率を把握するための体制を構築する必要があります。

また事務負担の増大が想定されることから、税務当局より提供される別表様式及び添付書類の範囲等について、税務当局の公表内容に引き続き注視する必要があります。

● **適用時期** 令和8年4月1日以後に開始する対象会計年度

グローバル・ミニмум課税への対応（国内最低課税額に対する法人税（仮称）の創設）

改正内容（創設）

国内ミニмум課税（Q D M T T）は、自国に所在する事業体全体の実効税率が15%未満の場合に、他国において上乗せ課税されるのを防ぐため、各国が導入できる制度です。日本においては、国税の租税特別措置の税額控除等の適用により各企業グループの実効税率が15%を下回った場合に、国内ミニмум課税（Q D M T T）により実効税率を15%まで引き戻す効果があります。

改正の解説

1. 納税義務者

- （1）内国法人
- （2）外国法人・・・特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等（その所在地国がわが国であるものに限る。以下2（2）において同じ。）を有する構成会社等である場合又は特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する共同支配会社等である場合

2. 課税の範囲

次の法人に対して、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税が課されます。

- （1）特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等である内国法人
- （2）特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人又は特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する共同支配会社等である外国法人

3. 適用免除基準

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（I I R）と同様に、収入金額等に関する適用免除基準、一定の国別報告事項における記載事項等を用いた経過的な適用免除基準その他の特例が設けられます。また、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税（U T P R）と同様に、国際的な事業活動の初期の段階における適用免除基準が設けられます。

グローバル・ミニマム課税への対応（国内最低課税額に対する法人税（仮称）の創設）

4. 税額の計算

各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の額は、各対象会計年度の国内最低課税額（課税標準）に100分の75.3の税率を乗じて計算します。

5. 申告及び納付等

各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月（一定の場合には、1年6月）以内に行います。ただし、当該対象会計年度の国内最低課税額（課税標準）がない場合は、その申告を要しません。

6. その他

各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税は、青色申告制度の対象外とされます。ただし、更正の理由付記の対象とし、推計課税の対象外とされます。

7. 国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税（仮称）の創設

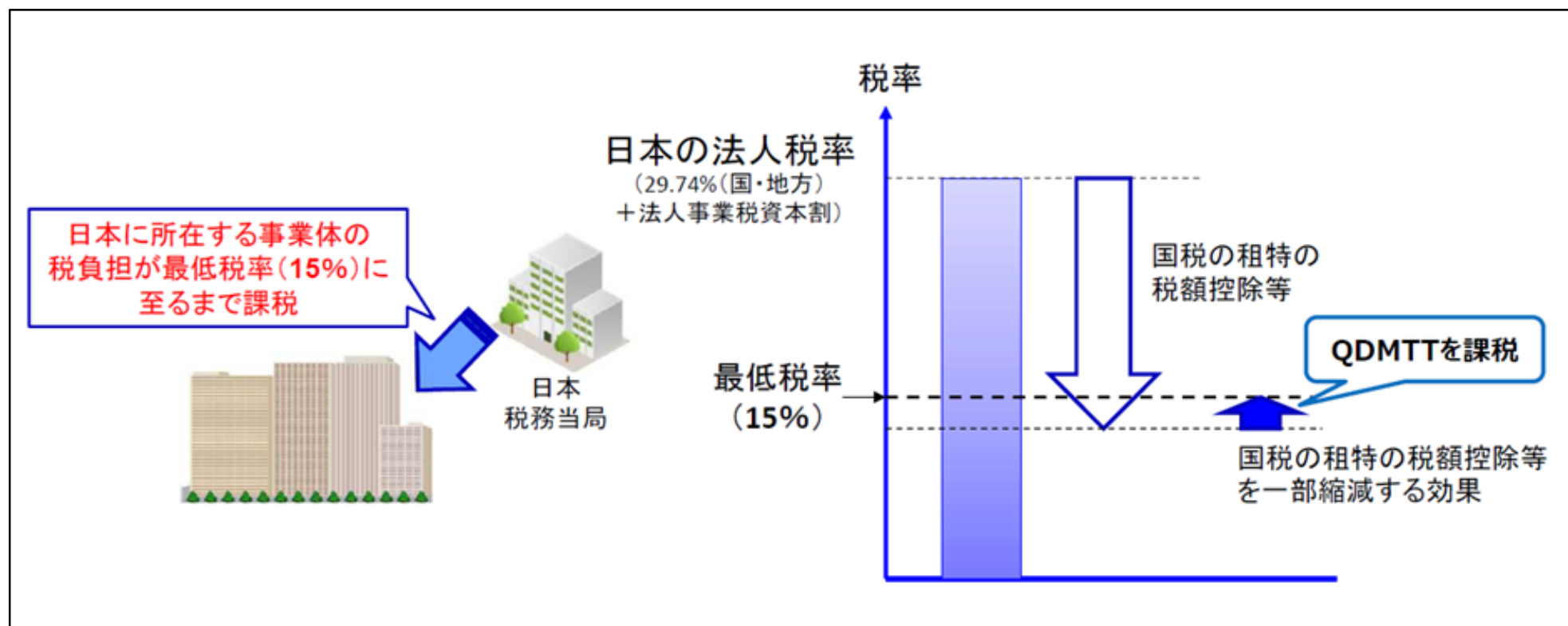
（1）特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である法人又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等である法人の各課税対象会計年度の国内最低課税額に係る特定基準法人税額には、国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税が課されます。

（2）国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の額は、各課税対象会計年度の国内最低課税額に係る特定基準法人税額（課税標準）に753分の247の税率を乗じて計算します。

8. 実務上の留意点

国内ミニマム課税（QDMTT）の適用対象となる法人は税制上の優遇措置（租税特別措置法の税額控除等）により実効税率が15%を下回った場合には、実効税率が15%まで引き戻されることとなります。

グローバル・ミニマム課税への対応（国内最低課税額に対する法人税（仮称）の創設）



出典元：第21回 税制調査会（2022年11月4日）資料（[総21-1] 財務省説明資料（国際課税）） P. 44

● **適用時期** 令和8年4月1日以後に開始する対象会計年度

改正内容（見直し）

内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（外国子会社合算税制）等について、グローバル・ミニマム課税の更なる法制化により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、本税制に係る事務負担を軽減するための見直しが行われます。

改正の解説

事務負担を軽減するための措置として、下記の見直しが行われます。

項目	改正前	改正後
外国関係会社の各事業年度に係る課税対象金額等の合算の時期	内国法人に係る外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から 2月 を経過する日を含むその内国法人の各事業年度	内国法人に係る外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から 4月 を経過する日を含むその内国法人の各事業年度
申告書に添付又は保存する書類	1. 貸借対照表及び損益計算書 2. 株主資本等変動計算書、損益金の処分に関する計算書 3. 貸借対照表及び損益計算書に係る勘定科目内訳明細書 4. 本店所在地国の法令により課される税に関する申告書の写し 5. 株主名簿その他の書類等	左記のうち、 2. 株主資本等変動計算書、損益金の処分に関する計算書 3. 貸借対照表及び損益計算書に係る勘定科目内訳明細書 を除外する。

※ 1 居住者に係る外国子会社合算税制及び特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例等の関連制度についても同様の見直しが行われ、地方税についても国税の取り扱いに準じて所要の措置が講じられます。

●適用時期

1. 内国法人の令和7年4月1日以後に開始する事業年度に係る外国関係会社の課税対象金額等（外国関係会社の同年2月1日以後に終了する事業年度に係るものに限り）について適用されます。
2. 内国法人の令和7年4月1日前に開始した事業年度に係る外国関係会社の課税対象金額等（その外国関係会社の令和6年12月1日から令和7年1月31日までの間に終了する事業年度に係るものに限り）については、その外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から4月を経過する日を含む内国法人の同年4月1日以後に開始する事業年度に合算することができます（経過措置）。

納税環境整備

改正内容（見直し）

申告所得税、法人税及び消費税において特定電磁的記録であって一定の要件を満たして電子取引データの送受信・保存を行う場合、その電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為については、重加算税の割合を10%加重する措置の対象から除外されます。

改正の解説

申告所得税、法人税及び消費税において、特定電磁的記録（あらかじめ、その特定電磁的記録について届出書を提出している場合に限る。）であって、以下の要件を満たして電子取引データの送受信・保存を行う場合、その電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為については、電磁的記録に係る重加算税の割合を10%加重する措置の対象から除外されます。

電磁的記録に係る重加算税の加重措置の除外要件

	項目	要件
1.	改ざん防止の確保	電磁的記録の記録事項の訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができる特定電子計算機処理システム（訂正又は削除を行うことができないものを含む。）を使用し、授受及び保存していること
2.	適正記録の確保	電磁的記録の記録事項（金額に係るものに限る。）の訂正又は削除を行った上で国税関係帳簿に係る電磁的記録等に記録した場合に、その訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができる特定電子計算機処理システム（訂正又は削除を行った上で国税関係帳簿に係る電磁的記録等に記録することができないものを含む。）を使用し、授受及び保存していること
3.	関連性の確保	電子取引の取引情報（請求書・納品書等の重要書類に通常記載される事項に限る。）に係る電磁的記録の記録事項と国税関係帳簿に係る電磁的記録等の記録事項との関連性を確認することができること
4.	見読性の確保	上記①及び②の特定電子計算機処理システムを使用してその電子取引の取引情報に係る電磁的記録の授受及び保存を行ったことを確認することができること

●適用時期 令和9年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税

改正内容（見直し）

前頁の改正に伴い、所得税の青色申告特別控除の控除額65万円の適用要件が追加されます。

改正の解説

所得税の青色申告特別控除の控除額65万円の適用要件について、**特定電子計算処理システム**を使用して、**前頁の要件を満たすこと**が追加されます。

● **適用時期** 令和9年分以後の所得税

ご留意事項

本資料は、「令和7年度税制改正の大綱（令和6年12月20日発表）」及び令和7年1月17日時点で公表されている資料に基づき作成しております。そのため、改正法の具体的な内容や解釈は、法律が制定される過程で変更される可能性があることにご留意ください。

また、本資料の内容は、あくまで税制改正大綱を解説したものであり、特定の個人や組織を前提とした税務上の見解を示したものではありません。特定の個人や組織を前提とした税務上の取扱いの変更の有無を具体的に検討される際は、本資料の情報のみを根拠とせず、特定の個人や組織の状況を理解した専門家にご相談のうえ、ご自身の責任でご判断ください。

さらに、本資料は、弊社の解釈に基づいて解説したものであり、裁判所、税務署等の公的機関や税理士会が本資料に記載された弊社と同様の解釈に基づく結論や論理を採用することを保証するものではありません。

Total consulting firm



oag-tax.co.jp/